

模擬裁判員裁判を実現するまで

2002（平成14）年7月夏休み前のゼミナールの時間に裁判員制度に基づく模擬裁判を開催することを決定するとともに、8月に行う合宿で、裁判員制度についての議論状況を整理し、模擬裁判を行う制度についての検討をはじめるとも決しました。

8月27日から対馬の美津島町で合宿を行い、司法制度改革審議会での裁判員制度についての検討内容や、模擬裁判を行うにあたってゼミナールとして独自の制度設計をどのようにすべきか議論を開始しました。

9月に入り、模擬裁判で審理する事件の元になる実際の事件を探がしはじめるとともにゼミナールの活動のグループを次の3つに分けることにしました。

シナリオ班... 模擬裁判で審理する事件のシナリオ作成を担当

制度研究班... ゼミナール独自の裁判員制度の制度設計を担当

調査班... 裁判員・裁判官役の確保や会場の手配などを担当

以下それぞれの班の活動経過を紹介すれば以下のとおりです。

シナリオ班

2002

10.18 元になる事件の起訴状、冒頭陳述、判決書を受け取る

10.25 元になるの事件の概要をまとめ、ゼミで発表

10.31 元事件の公判記録と証拠をファイルに閉じる

11.8 証拠ファイルのリストを作る

模擬裁判の事件の概要を作り出す

11.13 シナリオ班内で検討

11.15 模擬裁判の事件の概要（第1段階）をゼミで検討

11.22 シナリオ班内で検討

11.29 模擬裁判の事件の概要（第2段階）をゼミに発表

12.4 シナリオ班を証人尋問と被告人質問で3つのグループに分ける

12.6 元事件の証人尋問被告人質問の公判記録から模擬裁判で必要なところを抜き出す

12.13 証人尋問被告人質問のグループごとで検討

12.20 シナリオ班としての活動はなし

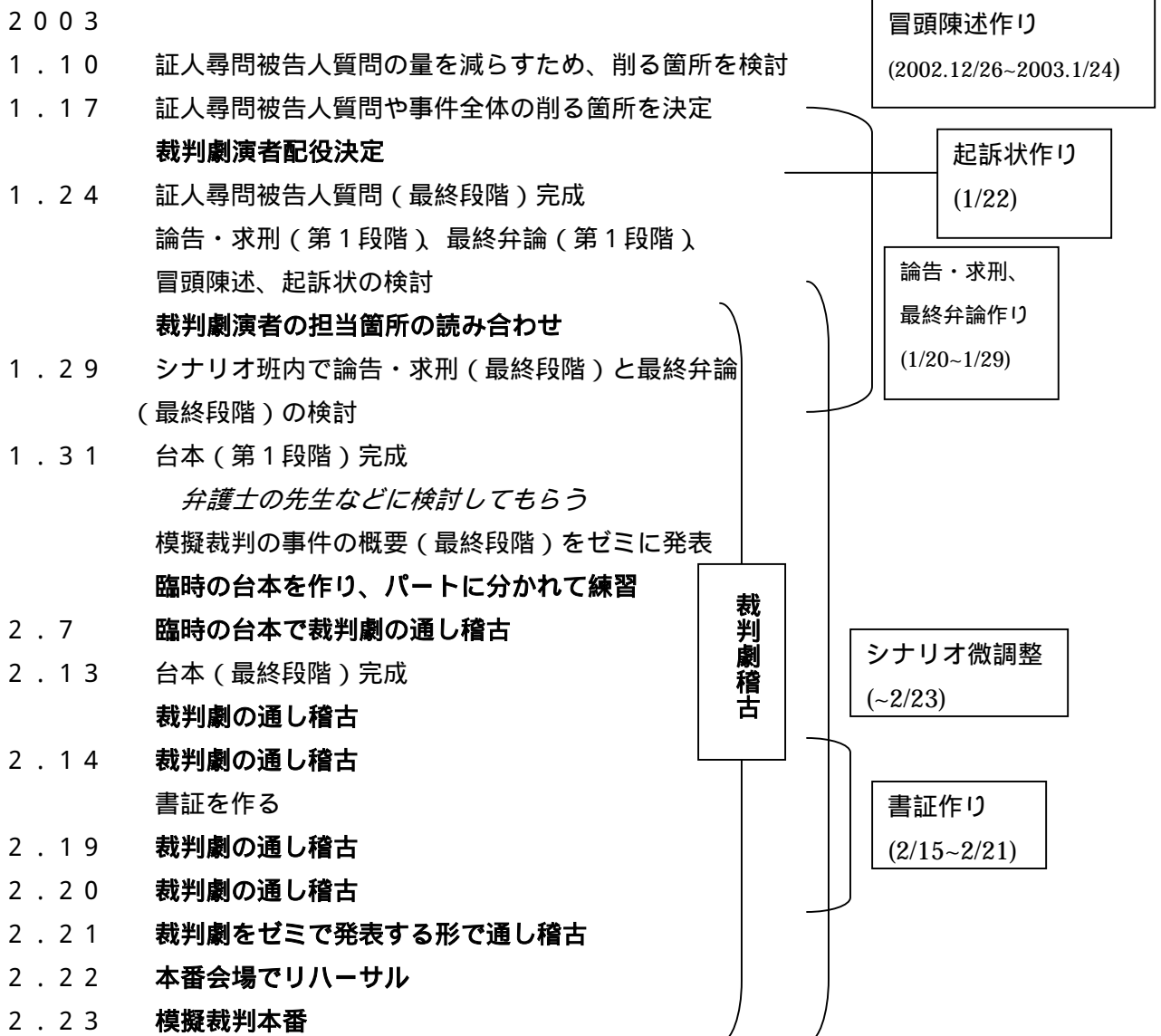
12.25 証人尋問被告人質問（第1段階）完成

弁護士の先生などに検討してもらう

元事件の検討
(10/18~10/25)

ストーリー作り
(11/8~11/29)

証人尋問、被告人質問作り
(2002.12/4~2003.1/24)



制度研究班

- 2002
- 10.11 ゼミ独自の裁判員制度について議論
- ~11.15
- ・裁判員の選定方法（除斥・忌避を認めるか）
 - ・裁判体の構成（裁判体の数とそれぞれの裁判官と裁判員の比率）
 - ・評決方法（多数決《特別・変形・双方》or 全員一致）
 - ・評議の進行方法（議長は誰か、員に有利な特別ルールは設けるか）
 - ・模擬裁判での事前準備手続（争点整理）・公判手続（直接主義・口頭主義）のあり方
 - ・裁判官の説示・裁判員の権限（質問権）はどうするか など



決定事項

- ・ 裁判員は福岡市近郊在住の方を選挙人名簿から無作為抽出する（法律職従事者は×）
- ・ 裁判体は実験的意味も込めて官3対員2と官3対員9の二つを作る(当日裁判員の増加に伴い3対4と3対10に変更)
- ・ 評決方法は双方多数決(当日裁判体の変更に伴い両評議体とも官と員それぞれの3分の2以上の賛成が有罪の要件に)
- ・ 評議の進行方法は、議長は裁判官の中からくじで決定・実験的意味も込めて進行の際の特別なルールは設けず自由に議論してもらう
- ・ 模擬裁判での事前準備手続(争点整理)には裁判員の負担も考えて参加させない・公判手続は直接口頭主義を徹底させる
- ・ 裁判官の説示はシナリオに基づいて行うが裁判員の質問権は模擬裁判の性質上認められない(当日裁判官は被告人に質問できることに変更)

調査班

2002

- 10.11 裁判員は選挙人名簿の中から無作為抽出することを決定
- 12.13 裁判員を依頼する範囲（市町村）を決める
- 12.14 各市役所・区役所・町役場に、選挙人名簿の閲覧申請の手続きに行く
- ~12.20
- 12.21 各市役所・区役所・町役場に、選挙人名簿の閲覧に行き、
- ~12.26 約6,000人にひとりの割合で無作為抽出をする

2003

- 1.10 裁判員の方に送る依頼文書を作成
- 1.16 裁判員の依頼文書発送（第1次発送数：114）
- 1.20 第1次発送の返信はがきを受け取る
- ~1.31 返答<参加：11 不参加：19>
- 2.3 裁判員の依頼文書発送（第2次発送数：73）
- 2.7 第2次発送の返信はがきを受け取る
- ~2.13 返答<参加：3 不参加：11>
- 2.18 参加が確定した裁判員の方に、正式な依頼状を送る
- 2.23 模擬裁判